

公立大学法人神戸市看護大学教員活動評価規程をここに公布する。

2021年12月20日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第24号

公立大学法人神戸市看護大学教員活動評価規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人神戸市看護大学職員就業規則（2019年4月規程第44号。以下「就業規則」という。）第10条第2項及び公立大学法人神戸市看護大学契約事務職員等就業規則（2019年4月規程第46号）第11条第2項の規定に基づき、教員及び特任教員（以下「教員等」という。）の勤務成績を評定するに当たり、当該教員及び当該特任教員の教育活動、研究活動その他これらに類する活動（以下「教育研究活動」という。）に関する評価（以下「教員活動評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教員活動評価の目的)

第2条 教員活動評価は、教員等が、自己の教育研究活動を点検し、及び評価することによって、教育研究活動の改善及び活性化を図り、かつ、教員等の能力、実績等を客観的に明らかにし、公正に評価することにより、当該評価の結果を教員等の処遇へ適切に反映することを目的とする。

(教員活動評価の対象期間)

第3条 教員活動評価の対象期間は、4月1日から翌年の3月31日まで（以下「評価基準年度」という。）とする。

(教員活動評価の実施)

第4条 教員活動評価は、評価基準年度の翌年度（以下「評価実施年度」という。）に実施する。

(教員活動評価の対象教員)

第5条 教員活動評価の対象教員は、評価実施年度に在職する次の教員等とする。

- (1) 就業規則第3条第1項に規定する教員
- (2) 公立大学法人神戸市看護大学特任教員に関する規程（2020年4月規程第22号。）第3条に規定する特任教員（公立大学法人神戸市看護大学非常勤講師等の給与に関する規程（2019年4月規程第76号）第12条第2項に規定する授業担当特任教員を除く。）（以下「特任教員」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する教員等は、教員活動評価の対

象としない。

- (1) 学長の職にあるもの
- (2) 評価基準年度に属する10月1日以後に採用されたもの
- (3) 評価基準年度の休職，停職，病気休暇，特別休暇（産前休暇及び産後休暇に限る。），休業その他勤務しない日（週休日及び職員の休日を除く。）の合計日数が6箇月を超えるもの
- (4) 評価基準年度の公立大学法人神戸市看護大学在外研究員規程（2019年4月規程第104号）第3条第1項に規定する在外研究期間が6箇月を超えるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか，学長が教員活動評価を行う必要がないと認めるもの
（教員活動評価の対象要素等）

第6条 教員活動評価の対象要素（以下「対象要素」という。）は，次に掲げるものとする。

- (1) 教育活動
- (2) 研究活動
- (3) 組織運営活動
- (4) 地域社会貢献活動

2 対象要素に係る評価の項目（以下「評価項目」という。）及び素点は，評価基準年度の初日までに，公立大学法人神戸市看護大学教員活動評価委員会（以下「委員会」という。）で検討し，公立大学法人神戸市看護大学教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）の議を経て，学長が定める。

3 前項の規定にかかわらず，教育研究審議会がやむを得ない事情があると認める場合には，学長は，委員会で検討し，教育研究審議会の議を経て，評価基準年度中に第1項に規定する対象要素に係る評価項目及び素点を変更することができる。

（対象要素に係る重点配分の届出）

第7条 対象教員は，対象要素に係る重点配分（以下「重点配分」という。）を，学長が定める日までに，次の各号に掲げる対象教員の区分に応じ，当該各号に掲げるものに届け出なければならない。

- (1) 学部長，研究科長，学生部長及び図書情報センター長（以下「管理職」という。） 学長
- (2) 領域長（領域を代表する教員をいう。以下同じ。） 学部長
- (3) 領域長と同じ専攻分野に所属する対象教員 学部長及び副領域長（領域長を補助する教員をいう。以下同じ。）

- (4) いちかんダイバーシティ看護開発センター（以下「センター」という。）に所属する特任教員 いちかんダイバーシティ看護開発センター長（以下「センター長」という。）
 - (5) 前各号に掲げるもの以外のもの 学部長及び領域長
- 2 対象教員が前項に規定する学長が定める日までに、重点配分の届出を行わない場合は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものは、学長及び学部長に報告し、当該対象職員に対し、期日を定めて届出するよう勧告を行うものとする。
 - 3 第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものは、対象教員が前項に規定する期日までに、重点配分の届出を行わない場合は、重点配分を等分して決定する。

（教育研究活動に係る報告）

第8条 対象教員は、細則で定めるところにより、評価基準年度に係る教育研究活動の実績を、評価実施年度に属する5月31日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものに報告しなければならない。

- (1) 管理職 学長
 - (2) 領域長 学部長
 - (3) 領域長と同じ専攻分野に所属する対象教員 副領域長
 - (4) センターに所属する特任教員 センター長
 - (5) 前各号に掲げるもの以外のもの 領域長
- 2 対象教員が前項に規定する評価実施年度に属する5月31日までに、評価基準年度に係る教育研究活動の実績の報告を行わない場合は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものは、学長及び学部長に報告し、当該対象職員に対し、期日を定めて報告するよう勧告を行うものとする。
 - 3 対象教員が前項に規定する期日までに、評価基準年度に係る教育研究活動の実績の報告を行わない場合は、第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものは、学長及び学部長に報告するものとする。

（対象要素の評価）

第9条 前条第1項各号に掲げる対象教員の区分に応じ、当該各号に掲げるものは、前条第1項の規定に基づき報告された場合は、対象要素ごとに評価を行うものとする。

- 2 前項の規定に基づき評価を行う場合は、対象教員の意見を聴取するよう努めるものとする。
- 3 第1項に規定する評価（以下「対象要素評価」という。）とは、対象教員から報

告があった評価基準年度に係る教育研究活動の実績に係る評価項目及び特記事項の内容について評価を行うものをいう。

(対象要素評価の結果報告)

第10条 次の各号に掲げる対象教員の区分に応じ、当該各号に掲げるものは、前条の規定に基づき行った対象要素評価の結果を、細則で定めるところにより、評価実施年度に属する7月31日までに、学部長を通じて学長に報告しなければならない。

- (1) 領域長 学部長
- (2) 領域長と同じ専攻分野に所属する対象教員 副領域長
- (3) センターに所属する特任教員 センター長
- (4) 前3号に掲げるもの、管理職、領域長及び特任教員以外のもの 領域長

(委員会への諮問)

第11条 学長は、前条の規定に基づく報告があった場合は、対象教員(管理職を除く。)の対象要素評価の結果を確認し、委員会に諮問するものとする。

(教員活動評価の結果等)

第12条 学長は、前条の規定に基づく諮問の結果により、対象教員の教員活動評価の総合評価を行うものとする。

2 前項に規定する教員活動評価の総合評価とは、対象要素別評価の結果に重点配分を乗じて得た点数の合計を算出し、職位ごとに対象教員の点数分布図を作成し、当該対象教員の位置づけ、別表の基準により、評価するものをいう。

3 学長は、第1項の規定に基づき総合評価を行ったときは、対象教員の教員活動評価の結果を決定し、細則で定めるところにより、評価実施年度に属する9月15日までに当該対象教員に通知するものとする。

(異議の申立て)

第13条 前条第3項の規定に基づく通知を受けた対象教員は、当該内容について不服があるときは、評価実施年度に属する9月30日までに、学長に対し、細則で定めるところにより異議を申し立てることができる。

2 学長は、前項の規定に基づく異議申立ての内容が再評価を行うのに相当であると判断したときは、再評価を開始するため、公立大学法人神戸市看護大学教員再評価審査会(以下「審査会」という。)に諮問するものとする。

(審査会の設置及び権限)

第14条 学長は、審査会を設置する。

2 審査会は、前条第2項の規定による諮問に応じて審査し、再評価を行い、学長に意見を述べるものとする。

(審査会の組織)

第15条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 審査会の委員は、公立大学法人神戸市看護大学教育研究審議会の委員（学長を除く。以下「委員」という。）のうちから、学長が任命する。

3 委員のうち1人以上は、公立大学法人神戸市看護大学定款（2019年3月神戸市会議決）第22条第2項第5号に規定する者をもって充てる。

(審査会の委員長及び副委員長)

第16条 審査会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、学長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(審査会の招集)

第17条 審査会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(審査会の議事)

第18条 審査会の議事は、出席者の4分の3以上をもって決する。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることはできない。

(報告)

第19条 委員長は、審査会の審議及び結果を学長に報告するものとする。

(議事録の作成)

第20条 委員長は、審査会を開いたときは、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第21条 審査会の庶務は、経営管理課総務係において、処理する。

(審査会の細則の委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

(再評価の結果)

第23条 学長は、第19条の規定に基づき審査会から報告を受けた場合は、当該結果により、再び当該対象教員の教員活動評価の総合評価を行い、教員活動再評価の結果を決定し、評価実施年度に属する10月31日までに細則で定めるところにより通知するものとする。

(理事長への報告)

第24条 学長は，第12条第3項に規定する教員活動評価及び前条に規定する教員活動再評価の結果（以下「教員活動評価結果」という。）を，理事長に対し，報告するものとする。

（評価結果の活用）

第25条 学長は，教員活動評価結果を総合的に分析し，対象教員の教育研究活動の現状を把握し，その改善及び活性化のために活用するものとする。

2 学長，研究科長，学部長，センター長及び領域長は，教員活動評価結果等において，低い評価を受けた対象教員に対し，その理由を調査し，教育研究活動の改善について適切な指導及び助言を行うものとする。

（守秘義務）

第26条 教員活動評価の業務に従事する者又は従事していた者は，正当な理由なく，その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

（施行細則の委任）

第27条 この規程の施行に関し，必要な事項は細則で定める。

附 則

この規程は，2022年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

パーセンタイル	評価ランク
95以上	S
70以上95未満	A
20以上70未満	B
5以上20未満	C
5未満	D